

# 障害福祉サービスの使い方

**くらす** 居宅介護（ホームヘルプ）  
グループホーム 施設入所支援

**かよう** 就労移行支援 就労継続支援 生活介護  
地域活動支援センター 放課後等デイサービス（児童）

**でかける** 移動支援

**やすむ** 短期入所（ショートステイ）

## 1 相談・申請

**（相談）** 困っている場合や新しいサービスを利用したい場合、役所または指定相談支援事業所に相談しましょう。

**（申請）** 利用したいサービスが決まったら、役所に申し込みます。申し込みは**相談支援専門員**に手伝ってもらえることもできます。

※書類の記入が必要です。

## 2 調査・認定

**（調査）** 役所に申し込むと、**認定調査員**があなたのところにやってきて、たくさんの質問をします。

あなたのことをよく知っているお医者さん（かかりつけ医）に、医師意見書を書いてもらう場合もあります。

**（認定）** 成人では**障害支援区分**が決まり、通知が届きます。

●名前 ●住所 ●生年月日 ●障害支援区分  
を確認しましょう。わからない時は相談支援専門員に聞きましょう。



## 3 サービス等利用計画案

あなたのやりたいことや困っていることを、相談支援専門員と話しましょう。

使いたいサービスの種類、量のだいたいの目安となる計画書（**サービス等利用計画案**）を相談支援専門員と一緒に作ります。

※サービス等利用計画はあなたが作ることもできます。

※あなたが良いと思うサービス提供事業者を選びましょう。



## 8 モニタリング



体の具合や生活環境が変わったとき、サービスの見直しを行いますので、相談支援専門員に相談してください。

何かあったときだけでなく、あなたの希望通りにサービスを使えているかどうか、新たに困っていることがないか、相談支援専門員が定期的にお話をしにいきます。

計画を修正しながらサービスを利用していきます。

## の とちゅうぶふくしけんいき そうだんしえんじぎょうしょ 能登中部福祉圏域の相談支援事業所

- さいこうえんの障害者生活支援センター TEL 0767-52-0517
- ピアサポートのと TEL 0767-54-0808
- つばさ TEL 0767-72-3012
- 相談支援事業所ほうぶ TEL 0767-52-0177
- 公立能登総合病院相談支援事業所 TEL 0767-52-8760
- 学び舎あい TEL 0767-32-5300
- サポートアメニティあらいぶ TEL 0767-28-8820
- ぼぶらなぎさ相談支援事業所 TEL 0767-23-4800
- 相談支援 村友 TEL 0767-26-8080

## 4 しきゅうけつてい 支給決定

サービス等利用計画案を役所にだします。（相談支援専門員が役所に届けます。）

サービスの支給決定後は、**受給者証**が届きます。書いてあることを確認しましょう。

障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容	
氏名		サービス区分	
生年月日		サービス内容	
住所		サービス量	
障害種別		サービス開始日	
障害等級		サービス終了日	
申請日		決定日	
決定日		決定場所	
決定者		決定者	
決定機関		決定機関	
決定理由		決定理由	
決定内容		決定内容	
決定金額		決定金額	
決定期間		決定期間	
決定条件		決定条件	
決定その他		決定その他	

つかえるサービスの頻度や種類が書いてあります。

## 7 サービス利用



個別支援計画に書いてあるように、サービスを利用します。

サービスを利用したら、事業者を利用料を払います。

※利用料は安くなる場合があります。事業者、または役所や相談支援専門員に聞いてください。



## 6 契約



サービス等利用計画で決めたサービス提供事業者と契約します。サービス事業者から説明を受けますが、説明がわからない場合は、わかるまで説明してもらいましょう。

書類の内容が理解できたら、名前を書いて、判を押します。契約ができていないか心配なときは、相談支援専門員に、手伝ってもらいましょう。

契約とは別に事業者に個別支援計画をつくってもらいましょう。

## 5 サービス担当者会議



あなたと家族、サービス提供事業者、相談支援専門員など、担当者一同が参加する会議です。

ここではあなたが受けるサービスについて全員で話し合い、あなたがこれから参加者にしてもらいたいことを確認します。

ここで、**サービス等利用計画**ができあがります。（できあがった計画は相談支援専門員が役所に届けます。）